

## 堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書等の写しの縦覧を次のとおり行います。

### 1 指定開発行為の名称及び種類

名称：堤根処理センター整備事業

種類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）

### 2 指定開発行為実施者

名称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

### 3 公告日

令和6年2月5日（月）

### 4 条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧

#### (1) 縦覧期間

令和6年2月5日（月）から令和6年3月21日（木）まで

※土曜、日曜及び祝日は除く。ただし幸区役所は、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。

#### (2) 縦覧場所及び時間

##### ●川崎市

場所：川崎区役所（3階）、田島支所（1階）、幸区役所（1階）

環境局環境評価課（市役所本庁舎20階）

時間：午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

##### ●横浜市

場所：環境創造局環境影響評価課、鶴見区役所

時間：午前8時45分～午後5時（環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで）

※すべての縦覧場所で縦覧開始日（2月5日）は、午前10時から縦覧を行います。

※上記期間中、本市ホームページにて当該準備書及び要約書の内容を御覧になれます。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

### 5 事業内容等に関する問合せ先

名称：川崎市環境局施設部施設建設課

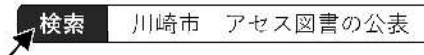
住所：川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2554

FAX：044-200-3923

### 6 備考

「条例環境影響評価準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。



川崎市 HP

川崎市環境局環境対策部環境評価課 深堀  
電話 044-200-2152




川崎市環境影響評価課(以下)を支援しています。


 COLORS  
 FUTURE!  
 ACTIONS  
 KAWASAKI 100th

# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和6年2月5日

川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」）第19条に基づき、**堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写し（以下「条例準備書」）の縦覧**を次のとおり行います。  
 ※「条例準備書」とは、環境影響評価の結果について、環境保全の見地から市民等の意見を聴くための準備として指定開発行為者が作成した図書です。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
	名称	堤根処理センター整備事業
	種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（一般廃棄物処理施設の新設）（第1種行為）
	実施区域	川崎市川崎区堤根52番及び川崎市幸区柳町74番3
	目的	堤根処理センターの老朽化に伴う施設の整備
	内容	敷地面積：約26,000㎡（準工業地域） 建築面積：約9,240㎡ 処理能力：ごみ焼却処理施設（500t/24h）
	施行期間	令和7年10月～令和17年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和6年2月5日（月）～令和6年3月21日（木）
	縦覧場所及び時間	<b>■川崎市</b> ・川崎区役所（3階）、田島支所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ・幸区役所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ただし、第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。 ・環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜、祝日は除く。 <b>■横浜市</b> ・鶴見区役所 午前8時45分から午後5時まで。土・日曜、祝日は除く。 ・環境創造局環境影響評価課 午前8時45分から午後5時15分まで。土・日曜、祝日は除く。  ※すべての縦覧場所で縦覧開始日は、午前10時から行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例第21条第1項の規定に基づき、縦覧期間中に、意見書を提出することができます。 意見書の提出方法、意見書の取扱い等については、各縦覧場所の図書に備えられている意見書用紙、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例準備書の閲覧、意見書の提出ができます。 <div style="text-align: center;">  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">川崎市 アセス図書の公表</span> </div>  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921 Email：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書は電話、FAX 及びメールでは受け付けておりませんので御注意ください。